

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成29年10月19日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成29年10月19日（木） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

- 第1 議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 副議長の選挙
- 第4 常任委員の選任
- 第5 議会運営委員の選任
- 第6 議案第6号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の締結についてまで（提案説明）
- 第7 組合行政一般に対する質問
4番 伊藤幾子議員
- 第8 議案第6号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の締結についてまで（質疑・委員会付託）

~~~~~  
会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

~~~~~  
出席議員（16名）

1番	西村	紳一郎	2番	寺坂	寛夫
3番	山田	延孝	4番	伊藤	幾子
5番	金谷	洋治	6番	長坂	則翁
7番	高橋	信一郎	8番	谷本	正敏

9番	川	上	守	10番	谷	口	雅	人
12番	船	木	祥一	13番	下	村	佳	弘
14番	桑	田	達也	16番	上	杉	栄	一
17番	橋	尾	泰博	18番	上	田	孝	春

~~~~~

欠席議員（2名）

|     |   |    |     |   |   |   |   |
|-----|---|----|-----|---|---|---|---|
| 11番 | 柳 | 正敏 | 15番 | 田 | 村 | 繁 | 巳 |
|-----|---|----|-----|---|---|---|---|

~~~~~

説明のため出席した者

管理者	鳥取市長	深澤義彦
副管理者	智頭町長	寺谷誠一郎
副管理者	若桜町長	小林昌司
副管理者	八頭町長	吉田英人
副管理者	鳥取市副市長	羽場恭一
事務局長		田中利明
消防局長		藤原博志
会計管理者	鳥取市会計管理者	高橋徹

~~~~~

事務局職員出席者

|      |              |       |
|------|--------------|-------|
| 書記長  | 鳥取市議会事務局長    | 河村敏   |
| 書記次長 | 鳥取市議会事務局次長   | 岡本幸子  |
| 書記   | 鳥取市議会事務局議事係長 | 植村香代子 |
| 書記   | 鳥取市議会事務局主事   | 堀村聡志  |

~~~~~

午前10時0分 開会

◆下村佳弘 議長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成29年10月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長に報告させます。

- ◆河村敏 書記長 まず、欠席議員について御報告します。田村繁巳議員から病気療養のため、柳正敏議員から所用のため、本定例会を欠席する旨の届け出がありました。

次に、議員の異動について御報告します。智頭町議会議員の任期満了に伴いまして、平成29年7月31日に智頭町議会において鳥取県東部広域行政管理組合議会議員選挙が行われ、谷口雅人議員が選出されました。

次に、副議長の辞職許可について御報告します。

川上守議員から副議長の辞職願が提出され、地方自治法第108条のただし書きの規定に基づき、平成29年10月18日付で議長より辞職を許可されました。

次に、議会運営委員の辞任許可について御報告します。

谷本正敏議員から議会運営委員の辞任願が提出され、委員会条例第12条の規定に基づき、平成29年10月18日付で議長より辞任を許可されました。

以上、報告終わります。

- ◆下村佳弘 議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第1 議席の指定

- ◆下村佳弘 議長 日程第1、議席の指定を議題とします。

今回選出されました谷口雅人議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、10番に指定します。

第2 会期の決定

- ◆下村佳弘 議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月20日までの2日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆下村佳弘 議長 御異議なしと認めます。したがって、会期は2日間に決定しました。

第3 副議長の選挙

- ◆下村佳弘 議長 日程第3、副議長の選挙を議題とします。

副議長の辞職に伴い、現在、副議長が欠員となっております。

これより、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆下村佳弘 議長 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名につきましては議長が行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆下村佳弘 議長 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、8番、谷本正敏議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました8番、谷本正敏議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**下村佳弘 議長** 御異議なしと認めます。したがって、8番、谷本正敏議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました8番、谷本正敏議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定に基づき、告知します。

8番、谷本正敏議員、御挨拶をお願いします。

◆**8番谷本正敏 議員** 皆さん、おはようございます。ただいま議長のほうから副議長という大役を仰せつかりました。非常に緊張しておりますけれども、不肖ではございますけれども、議長のもとに精いっぱい努力したいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

第4 常任委員の選任

◆**下村佳弘 議長** 日程第4、常任委員の選任を議題とします。

お諮りします。欠員中の常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、10番、谷口雅人議員を福祉環境委員に指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**下村佳弘 議長** 御異議なしと認めます。したがって、10番、谷口雅人議員を福祉環境委員に選任することに決定しました。

第5 議会運営委員の選任

◆**下村佳弘 議長** 日程第5、議会運営委員の選任を議題とします。

お諮りします。欠員中の議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、9番、川上守議員、10番、谷口雅人議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**下村佳弘 議長** 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を選任することに決定しました。

第6 議案第6号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の締結についてまで（提案説明）

◆**下村佳弘 議長** 日程第6、議案第6号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の締結についてまで、以上5案を議題とします。

提出者の説明を求めます。

深澤管理者。

◆**深澤義彦 管理者** 本組合議会定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、可燃物処理施設整備事業の取り組み状況について御報告いたします。

本年7月に建設予定地の保安林解除手続が整ったことを受け、敷地造成工事の入札を進めてまいりましたが、このたびその入札事務手続を終えましたので、本定例会に契約締結の議案を提案しています。また、プラント

整備運営事業につきましては、建設工事と20年間の運営管理業務を民間事業者に一括して長期的かつ包括的に発注するDBO方式により9月1日に総合評価一般競争入札の公告を行いました。今後は専門家等で組織する可燃物処理施設整備運営事業者選定委員会において落札者の審査、選定を行っていくこととなります。施設の本稼働は平成34年8月を目指しており、引き続き地元の皆様の御理解をいただきながら着実に事業を推進してまいります。

それでは、本定例会に提案いたしました議案第6号から議案第10号について御説明いたします。

議案第6号は、平成29年度一般会計補正予算でありまして、可燃物処理施設整備事業に係る埋蔵文化財調査業務の経費及び消防施設、若桜無線前進基地局への落雷に伴う修繕経費などを計上したものです。

議案第7号は、平成28年度の一般会計及び特別会計の決算について議会の認定に付すものです。構成市町の厳しい財政状況に鑑み、臨時的経費を除く経常経費について削減を図るとともに、効率的で健全な財政運営に努めた結果、いずれの会計とも黒字決算となりました。

議案第8号は、因幡霊場の利用料金を改正するなど、鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例を一部改正するものです。

議案第9号は、鳥取県東部環境クリーンセンターの空調設備機器を更新するため一般競争入札を実施したところ、鳥取ビルコン株式会社が落札したので、購入契約の締結に当たり必要な議決を得ようとするものです。

議案第10号は、可燃物処理施設整備事業に伴う敷地造成工事を行うため一般競争入札を実施したところ、可燃物処理施設整備事業に伴う敷地造成工事大晃工業・プロテクト特定建設工事共同企業体が落札したので、工事請負契約の締結に当たり必要な議決を得ようとするものです。

以上、今回提案しました議案について、その概要を御説明いたしました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

第7 組合行政一般に対する質問

◆下村佳弘 議長 日程第7、組合行政一般に対する質問を行います。

議長に発言通告書が提出されておりますので、発言を許可します。

4番、伊藤幾子議員。

◆4番伊藤幾子 議員 おはようございます。4番の伊藤です。早速質問に入ります。

一般廃棄物処理基本計画についてです。本計画では、目標年度である31年度の東部圏域全体の可燃ごみや不燃ごみ等を含めたごみ排出総量の推計は7万1,653トンとなっています。2月定例会での答弁では、平成26年度の実績が7万1,572トン、平成27年度の実績では7万1,372トンであり、平成28年度も同程度で推移するものと見込んでいるというものでした。

まず、東部圏域全体と1市4町のそれぞれの平成28年度のごみ総排出量の実績はどうだったのか、また、その結果についての御所見もお尋ねをいたします。あわせて、構成市町のそれぞれがごみの減量目標を持って取り組んでいるのかどうか、管理者はその点、どのように認識をされているのかお尋ねをいたします。

それから、一般廃棄物処理基本計画にはごみの排出抑制目標について記されている部分があります。それによると、東部圏域全体のごみ排出量は、平成19年度に鳥取市がごみ処理の有料化を開始して以来、急激に減少しましたが、平成22年度以降は、若干の増減はあるものの横ばい傾向となっているとあります。そして、その横ばい状態を維持する、リバウンドさせないというのが目標となっています。2月定例会での管理者答弁も同様の

ものでした。要は、ごみをふやもしないけれども減らしもしないという消極的な目標だと思います。

しかしながら、2月定例会において、管理者は、事業所から排出をされる可燃ごみについては今後も継続して減量化への働きかけを行っていかなければならないと考えている、本組合としても引き続き組織市町と情報共有をしながらごみ減量化へ向けた取り組みを連携して、しっかりと進めていかなければならないと考えていると答弁されています。また、事務局長も、ごみ減量化に向けた取り組みについては、住民、事業者、行政の3者が連携し、それぞれの役割分担のもと、ごみを少なくする習慣やシステムの形成に努めていくこととしている、具体的な取り組みについては各組織市町が地域の実情に応じて推進していくことになるが、東部広域としてはそれらの情報の共有を図っていくなど、ごみ減量化に向けた取り組みを連携して進めていきたいと考えていると答弁されています。つまり、ごみの減量化について前向きな姿勢を示しておられます。これは大変いいことだと思いますし、しっかりとごみの減量化に取り組んでいただきたいと思います。

でも、そのような姿勢を示しながら、鳥取県東部ごみ減量化の取り組みとして平成25年度から平成27年度まで減量化の数値目標が定められていたにもかかわらず、28年度以降の数値目標は特に定めてはいないという答弁がされました。私は、ごみの減量化に取り組むのであれば、当然のこと、数値目標は必要だと考えます。情報を共有し連携しながらごみの減量化に取り組んでいくと言われますが、東部広域としての数値目標がない中で一体何を目安にごみの減量化を進めていく考えなのか、お尋ねをいたします。

次に、新可燃物処理施設の建設についてです。先ほどの提案説明にもありました新可燃物処理施設の整備及び運営に関して、9月1日に入札の公告がされました。改めてその事業概要をお尋ねします。

以上、登壇での質問といたします。

◆下村佳弘 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 伊藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、一般廃棄物処理基本計画についてお尋ねをいただきました。東部圏域全体と1市4町のそれぞれの平成28年度のごみ総排出量の実績はどうであったか、またその結果についてどのような所見を持っているのかといったお尋ねをいただきました。

このごみ減量化につきましては従来より各構成市町で取り組んできておりまして、その結果、総排出量は横ばい状態にあって推移をしておるという状況でございます。具体的な排出量等につきましては、これは事務局長のほうよりお答えをさせていただきたいと思います。

次に、この一般廃棄物処理基本計画についてお尋ねをいただきました。構成市町のそれぞれがごみの減量目標を持って取り組んでいるのか、その点、管理者はどのように認識しているのかといったお尋ねをいただきました。

ごみ減量化の取り組みにつきましては、各構成市町において地域の実情に即した施策を具体的に展開をされておるところであります。構成市町におきましては、数値目標の設定状況は異なっておりますが、ごみの減量化に向けてできる限りの努力をされているものと認識をしております。

次に、一般廃棄物処理基本計画について、これは3点目のお尋ねをいただきました。これまでの2月定例議会等での答弁の状況等も改めて御紹介をいただきながらお尋ねをいただいたところあります。平成28年度以降、東部広域全体の減量化の数値目標は特に定めていないということであるが、東部広域の数値目標がない中で一体何を目安として減量化を進めていくのかといったお尋ねをいただきました。

ごみ減量化の取り組みにつきましては、各構成市町が地域の実情に応じて取り組んでいくこととなります。

東部広域といたしましては担当課長会議等を随時開催をいたしまして、その中で、日ごろからこのごみ減量化の取り組みについての情報の共有化を図っておるところであります。こういった情報の共有化を図っていくことで、この東部広域圏域全体でのごみ減量化につなげていきたいと考えておるところであります。

次に、新可燃物処理施設の建設についてお尋ねをいただきました。新可燃物処理施設の整備及び運営に関して9月1日に入札の公告が行われたが、改めてその事業概要についてということでお尋ねをいただきました。これにつきましても事務局長よりお答えをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

◆下村佳弘 議長 田中事務局長。

◆田中利明 事務局長 私のほうから、2点について御答弁申し上げます。

1点目は、平成28年度の東部圏域全体と1市4町それぞれのごみ排出量の実績についてということでございます。

平成28年度の東部圏域全体における可燃ごみや不燃ごみ等を含めたごみ総排出量は6万9,546トンでございます。組織市町ごとの内訳は、鳥取市5万9,992トン、岩美町2,872トン、智頭町1,665トン、若桜町895トン、八頭町4,122トンとなっております。総排出量が平成27年度の7万1,372トンと比べ1,826トンの減少となっておりますが、これは本年1月、2月の記録的な豪雪によりまして住民生活に大きな支障が生じたことも影響しているものではないかと思っております。なお、近年の総排出量はほぼ横ばいで推移しております。

次に、2点目でございます。新可燃物処理施設の整備事業に関してでございます。9月1日に入札公告を行ったが、事業の概要についての御質問ございました。

東部圏域の喫緊の課題として取り組んでまいりました可燃物処理施設の整備事業については、本年9月1日、建設と20年間の運営管理を一括して包括的に発注するDBO方式により入札公告を行いました。施設規模は可燃ごみ排出量の実績や将来人口予測等をもとに、1日当たり240トン、処理方式は本圏域における最終処分場の状況等を勘案し、技術的に最も安定しているストーカ方式としております。また、熱エネルギーを回収し発電を行い、売電していくこととしております。

建設工事の期間は平成34年7月31日まで、運営管理業務委託の期間は平成54年7月31日までとしております。予定価格も公表しておりまして、債務負担行為限度額をさらに精査いたしまして、事業全体では税抜きで325億5,400万円、内訳は建設工事193億7,100万円、運営管理業務131億8,300万円と設定しております。

今後、専門家等で組織する可燃物処理施設整備運営事業者選定委員会におきまして落札者の審査、選定を行っていただき、平成30年4月下旬に落札者の決定、公表を行っていく予定としております。以上です。

◆下村佳弘 議長 伊藤幾子議員。

◆4番伊藤幾子 議員 それでは、2回目の質問に入ります。

先ほどいろいろ御答弁をいただきました。まず、一般廃棄物処理基本計画についてです。

先ほどの御答弁で、28年度のごみの排出量、これはほぼ横ばいであると。減っている理由としては、1月、2月の雪の影響があるのではないかという御答弁でした。

それで、この基本計画というのは31年度におけるごみの総排出量、これは25年度実績に対して1.4%減の7万1,700トン程度と見込むと、そういった計画になってます。そして、次のようにも書かれています。ごみ排出量は収集ごみの1人1日平均排出量を増加させないこととしますが、東部圏域内人口の減少により年間ごみ量は減少すると見込みます。つまり、1人1日に出すごみの量はふやさない、たとえそれが横ばいであったとしても、人口が減っていくのでごみの量は減るという、そういうことです。これは減量化をするということには当

たらないと思います。自然に減っていくという、そういったことだと思います。人口減少でごみの量が減っていくのであれば、目標を持って減量化に取り組み、もっとごみを減らすことができるのではないかと、私はそう思います。

それで、登壇で述べました平成25年度から27年度までの鳥取県東部ごみ減量化の取り組み、これがその3年間で目標が達成できたのは、26年度の若桜町、27年度の八頭町、これだけなんです。東部圏域全体では全く3年間目標が達成できていなかったわけです。大体その3年間だけこういうごみ減量化の数値目標を決めるというもおかしな話だなとは思いますが、目標を達成できていないのにもかかわらず、28年度からの数値目標は特に定めてはいないと、そういう御答弁が2月定例会であったわけです。本当に連携して、先ほどの答弁にもありました担当課長会議開いて情報の共有化を図っていくことで減量化につなげていくとか、あと、地域の実情に応じてそれぞれ取り組んでという御答弁もあったんですけども、やっぱり数値目標を持たないで、本当に減量化の取り組み、本気でやる気があるのかと、やはりそういう疑問があるわけですけども、私はこの東部広域行政管理組合としてのごみの減量目標、数値目標をきちんと持つべきだと考えますけれども、その点はどうでしょうか。

次ですね。基本計画の中にはごみの排出抑制計画ということも記されています。51ページには住民の役割、52ページには事業者の役割が書かれています。2月定例会でもこの部分、質問をいたしました。そこには資源節約商品及び環境負荷に配慮した商品の製造、販売についてということで、耐久性のある製品や再生資源を活用した製品、廃棄物の発生が少ない製品や資源回収が容易な材質による製品などを製造、販売することが必要ですと書かれてありまして、再生材料を利用した製品の製造・販売、環境配慮製品の製造・販売となっています。これは当然、製造者の責任として、企業の責任としてこのような配慮をすることは大事なことだと私も思います。

2月定例会では、この質問に対して、鳥取県が推進施策としてリサイクル技術実用化事業補助金制度や認定グリーン商品制度などの支援制度を設けており、市町村と連携して取り組みを進めている、組織市町においてはグリーン商品の購入を積極的に取り組んでいるほか、管内の大型店舗等に対しても、例えば洗剤、シャンプーなど詰めかえ用の商品も取りそろえるようお願いしているという、そういった答弁だったんですね。主に販売についての答弁だったかなと私は思うんですが、今回は製造についてお聞きしたいと思います。

繰り返しになりますけれども、基本計画では事業者の役割として、耐久性のある製品、再生資源を活用した製品、廃棄物の発生が少ない製品、資源回収が容易な材質による製品などを製造、販売することが必要ですと書かれてるわけですが、この東部広域圏域全体の事業所、いろんな製造の会社もあります。この製造に関するところで、この広域の圏域内の現状、こういった商品をつくってる、こんな材質で工夫してつくってる、そういった現状をどう把握して認識されているのかお尋ねをいたします。

それから、次ですが、この一般廃棄物処理基本計画の中身、いろいろ書かれてあります。その実施状況であるとか進捗状況などの把握、中には、課題があった場合どう改善しているのか、そういったことですね。毎年チェックをされているのか、その点も御答弁ください。

次に、新可燃物処理施設の建設についてです。先ほど概要は御答弁あったんですけども、入札の説明書によりますと、施設の運営に係る委託料というのが固定費と変動費で構成されると。これは20年間にわたる運営費に大きく影響してくる部分だと私は思うんですけども、この委託料の考え方として、住民がごみの減量化に取り組みれば取り組むほど施設運営に要する経費が下がる仕組みになっているのか、それとも、固定費の

割合が高くて、幾ら減量化に取り組んでもあんまりそれが費用の抑制に反映されにくいものになってるのかどうか、その中身について考え方を聞きたいと思います。それと、あと、固定費と変動費の割合、これはどうなってるのかもお尋ねをいたします。

それから、現在進められている新可燃物建設の計画では、新しい施設は東部広域行政管理組合がつくると。つまり、組合の財産になるわけですね。組合の財産としての施設で処理をしようという、そういう計画になってます。現在、鳥取市ではごみ処理の有料化という名目でごみ袋が有料になってます。それでごみが減りましたという説明もありました。4町でも有料化とは思いますが、このごみ袋の代金、それぞれ市町によって違うと思うんですけども、その代金を決める根拠の考え方も違うんじゃないかなと思うんです、今現在ね。ところが、今回新しい施設をつくると、広域の組合の持ち物となる施設で処理をする場合、一体このごみ袋代、どうなるんだろうかと、これは単純な疑問なわけですね。その考え方、どう考えているのか、その点もお尋ねをしたいと思います。以上、2回目、終わります。

◆**下村佳弘 議長** 深澤管理者。

◆**深澤義彦 管理者** 重ねての御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目ですが、東部広域行政管理組合としてごみの減量目標をきちんと持つべきではないかといったお尋ねをいただきました。

御承知のように、ごみの減量化につきましては市町村の所掌事務ということでありますので、まず構成市町ごとに目標を掲げて地域の実情に即して取り組んでいくということになっておりまして、そのように現在1市4町でそれぞれ取り組んでおるわけでありまして、本組合といたしましても、その重要性、十分に認識をしております。東部広域といたしましては、今後もごみの減量化に向けて構成市町と連携しながら取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、一般廃棄物処理基本計画の中で事業者の役割についてということでお尋ねをいただきました。2月定例会では販売についてということであったが、製造について現状等、どのように把握しているのかといったお尋ねをいただきました。

一般廃棄物処理基本計画におきまして事業者の役割として掲げております資源節約商品及び環境負荷に配慮した商品の製造につきましては、販売と同様に鳥取県が推進施策として認定グリーン商品制度やリサイクル技術実用化事業補助金制度などの支援制度を設けておりまして、製造の段階におきましても市町村と連携を図りながらごみ減量化に向けた取り組みを進めているところであります。この認定グリーン商品制度につきましては、廃棄物また間伐材といった循環資源を原材料にして県内で製造、加工、販売されている商品が対象となっております。この東部圏域では21事業者で105の商品が認定をされておるところであります。また、リサイクル技術実用化事業補助金制度につきましては、循環型社会の構築を促進するため、リサイクル技術や製品の開発、実用化を目的とした事業が対象となっております。現在まで東部圏域では10事業者が対象となっております。このような取り組みは事業者のごみ排出抑制において大変有効なものであると認識をしております。今後とも県と構成市町が連携をとって進めてまいりたいと考えております。本組合といたしましても、ごみの減量化に向けて引き続き構成市町と情報共有しながら連携して進めてまいりたいと考えております。

次に、基本計画の内容についての実施状況、また進捗状況などの把握、改善、どのようにしているのかといった御趣旨のお尋ねをいただきました。

一般廃棄物処理基本計画につきましては、県東部の1市4町と東部広域行政管理組合が合同で作成をしてい

るものであります。この基本計画の中で上げられているごみ排出量等につきましては、毎年度取りまとめましてホームページ等で公表しているところであります。また、ごみ減量化等の取り組みにつきましては、構成市町が地域の实情に即して取り組んでいることから、それぞれの構成市町において実態を把握をいたしますとともに、改善を図りながら実施をされているところであります。

次に、新可燃物処理施設の建設に関連してお尋ねをいただきました。入札の説明書によると、施設の運営に係る委託料は固定費と変動費で構成をされていると。この委託料の考え方として、住民がごみ減量化に取り組めば取り組むほど施設運営に要する経費が下がる仕組みになっているのか、また、固定費割合が高く、減量化の取り組みが費用の抑制に反映されにくいものなのか、その点についての考え方はどうかと。また、あわせて固定費と変動費の割合はどうなっているのかといったお尋ねをいただきました。これにつきましては、事務局長よりお答えをさせていただきたいと思っております。

次に、新可燃物処理施設の建設についてに関連しましてお尋ねをいただきました。現在、ごみ袋の代金は1市4町それぞれ違うと、その代金を決める根拠の考え方も異なっていると考えておると。組合が新可燃物処理施設を建設することで、ごみ袋の代金がどのように変わってくるのかと、またその考え方はどうかといったお尋ねをいただきました。

家庭から出る可燃ごみの指定袋料金につきましては、それぞれの自治体のごみ処理に係る費用等を勘案をし、地域の实情に応じて設定をされているものであります。新しい可燃物処理施設稼働後の指定袋料金につきましても、基本的には各構成市町において新施設の運営に係る負担金等も勘案をしながら地域の实情に即して設定をされるものと考えておるところであります。いずれにいたしましても、運営費等が固まった段階で構成市町とも協議をしてみたいと考えておるところであります。以上でございます。

◆**下村佳弘 議長** 田中事務局長。

◆**田中利明 事務局長** 私のほうからは、可燃物処理施設の運営委託に関し、固定費と変動費について御答弁申し上げます。

固定費は施設本体を維持するために必要な経費でございまして、人件費や点検検査費、補修工事費等で構成されております。変動費はごみ焼却等に係る経費でございまして、燃料費や薬品費、光熱水費などで構成されております。安全安心な施設として安定的に運転していくためには、当然、施設本体の適切な維持に必要な固定費が大部分を占めることとなります。変動費についてはごみ量の増減で変動する要素はありますが、現状では運営委託料の全体額が大きく変動するようなことはないと考えております。なお、現段階で固定費は約94%、変動費は約6%と想定していますが、入札結果によってはこの割合が変わることとなります。以上です。

◆**下村佳弘 議長** 伊藤幾子議員。

◆**4番伊藤幾子 議員** それでは、最後、3回目です。それぞれ御答弁をいただきました。

まず、一般廃棄物処理基本計画についてですけれども、ごみの減量目標、数値目標をきちんと持つべきだと思うがどうかという質問に対して、基本、市町村の所掌事務だということと、あと、重要性は認識しているけれども、1回目に御答弁があったように、情報の共有化を図っていくこととというような、そういう取り組みでやっていくということで数値目標を設定するという、そういう御答弁ではありませんでした。そうなってくると、東部広域行政管理組合の役割とは一体何なのかという疑問が本当に出てくるんですけれども、ただ施設をつくるだけなのかと、そう思うわけですね。やっぱり私は、3年間、一応数値目標を決めてやったわけですよ。目標を達成できてないわけですよ。じゃあ、一体何のためにこの3年間こういうことをしたのかと。

これは新可燃物処分場をつくるために必要だったからやられたのかと、そういった疑問も出てくるんですね。やはり私は、ここ、しっかりと、ごみの減量目標を持って数値目標を決めて、その上で、言われるように担当者、課長会議開いたりだとか情報を共有したりだとか、そういうことをして取り組んでいくということが本当に必要だと思いますので、改めて目標を持たない理由、持ちたくない理由、そこを御答弁願いたいと思います。

それから、基本計画についての毎年のチェック等々、そういったものは取りまとめて公表してるというようなことがありました。それでしたら、これは要望になりますけれども、決算のときになるんでしょうかね。やっぱりそういったものをホームページにちょっと上げてるというのではなくて、議会にもきちんと報告、説明をしていただきたいと思います。これは要望しておきます。

それと、次に、製造に関することなんですけれども、いろいろ御答弁いただきました。例えば県と協調して協力してやってるといことなんですけれども、鳥取市に関して言えばいろいろ企業誘致をされました。ほかの4町に関して企業誘致にも取り組んでおられると思うんですけれども、そういったときにこういう環境のことも意識してやっぱりやるべきだと思うし、誘致してからでもそういうことに取り組んでいくように働きかけることも必要だと思いますし、105の商品だとか10の事業者という御答弁がありましたけれども、やはりその部分についても数値目標というのを私、決めて、やっぱり向かっていくということが大事だと思うんですね。この基本計画、31年度までで次が32年度から策定っていうことですので、やっぱり次の計画のときにはそういったこともしっかりと数値目標を掲げて取り組むという、そういった姿勢が私は必要だと思いますので、その点についてもちょっと御答弁いただけたらと思います。

それから、可燃物処理施設の建設についてですけれども、固定費、変動費の御答弁がありました。これが、結局人口が減ってごみは減る、減っていくということは基本計画に書かれています。何回も言いますが、そういう自然減だけではなくて、やっぱり目標を持って減らしていくということが本当に必要だと思うんですね。大体、人口が減っていくんですけどいう、そういう認識がある中で過大な施設をつくってしまうと、結局、行く行くは住民の負担、重い負担にやっぱりなるわけですよ、維持していくためにね。過大な施設にならないようにということで、人口推計も高いところとるんじゃなくて低いところとりましたとか、いろいろ書かれていますよ。書かれていますけれども、でも、その上で、やっぱりもっとごみを減らしてなるべく施設は小さくしていくっていう、やっぱりそうしていかないと、本当に住民の負担になっていくというのが、私は鳥取市の市民ですし、住民ですし、鳥取市議会の一員として、この間、水道料金の議論の中で、本当にこの施設をつくるっていうことの難しさっていうのをつくづく感じましたので、やっぱりこの日量240トンというものが果たして将来的にこの東部圏域の住民にとってどれだけの負担になるのかということ考えたときに、本当に不安という心配というか、懸念があるわけです。

先ほど固定費、変動費の話もありました。入札結果が出てからまた変わるかもしれないけれども、今の考え方で言えば大部分が固定費で94%で、6%が変動費ですよ。幾ら住民が頑張ったところで6%ですよ。もうごみが減ろうが何しようが、固定費で94%かかると言えば、それだけ負担が大きくなるわけですよ。人口が減っていくということは支える人が減っていくわけですから、当然1人当たりの負担って重くなるわけですよ。そういうことも踏まえて、私はこれだけの、日量240トン、今の神谷に比べたら30トン少ない、そういう施設ではありますけれども、住民負担、そうはいつてもやっぱり大きいものになると思いますので、何の議論もないまま、やっぱり私はこれ、どこの場所にするのかと、そういったことは大きな問題になりましたけれども、や

っぱりその圏域の住民の施設としてこういう施設を持つという議論が、やはり多くの住民を置き去りにした議論になってきたのではないかとこのを改めて感じています。単純に考えて、施設規模が小さいほどやっぱり建設費は少なくて済むし、維持管理費も安くなるわけですね。ですから、私、本当に物事が、今回もいろいろ提案されてますけれども、予定価格も出されてます。東部圏域の住民ほとんど知らないと思いますけど、数字聞いたらやっぱり驚くわけですね。それだったらもっと小さくできるんじゃないか、もっと頑張って小さくしようよっていう、そういった声が上がったって不思議ではないわけですよ。知られてないから声が上がらないだけであってね。可燃物処分場、ごみが出るんだから、燃やす施設だから必要だと言われる。それもわかります。でも、だったらなおさら住民に説明が私は必要だと思うし、これ2月定例会でも言いましたけども、自分たちの努力で施設の規模がもう本当に小さくできるんだったら、みんな頑張りますよ。住民、頑張ります。小さくできる可能性が十分にあるのに住民置き去りで進めていいのかなという疑問が、やっぱり今でもありません。入札準備が進められてますけれどもね。やっぱりそういったことで私はちょっと立ちどまる必要があるんじゃないかと思いますが、そのことについてどのように考えておられるのかお尋ねをします。

次、ごみ袋代。従来、基本的な考え方は変わらないけれども、運営費が固まった時点で協議していくという御答弁がありました。これは私、ごみ袋代の問題だけではないと思ってます。今は鳥取市の神谷の工場に4町の方が委託料を払ってごみの処理をしていると。でも、今度からは広域としての施設を持つということなので、やっぱり従来とはいろいろ考え方が違ってくる部分が出てくるんじゃないかなと思うんですね。共有財産で燃やしていくわけですから、今まで4町の方々は自分たちの処理施設も持ってた時代もあったでしょう。でも、それが使えなくなった、使わなくなった、廃止をしたから鳥取市に委託をしてる。そういった施設は持たずにきてるわけですね。ところが、広域で施設を持つということになれば、1市4町の共有財産ですから、新たなものを持つということになるわけですね、東部圏域の住民みんなの財産になるわけですから。そうなってくると、ごみ袋代含めて、中身的に一体本当に何が変わるのか、どういったことが変わるのかっていうことが、今現在、私もようわかりませんので、こういった中身がいつ明らかになるのか、もし変わることが出てきた場合、先ほど運営費が固まった時点で協議って言われたように、どんな過程を経て決められていくのかといったことが、建設のスケジュールだけじゃなくって、やっぱり中身的なことも示すべきだと思うんですけれども、それについてのお考えをお尋ねをして、3回目、終わります。

◆下村佳弘 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをさせていただきます。

まず、一般廃棄物処理基本計画に関連してお尋ねをいただきました。組合としても数値目標を持つべきではないかと、重ねてのお尋ねをいただいたところであります。

この数値目標、持たない理由、持ちたくない理由があるんじゃないかと、このようなお尋ねをいただいたところでありますが、先ほども御答弁申し上げましたように、まず、ごみの減量化につきましては、御案内のように市町村の所掌事務であるということで、まずもって構成市町ごとにごみの減量化に地域の特性や実情等にに応じてしっかりと取り組んでいくということがまず基本となると考えておるところでございます。それを基本として、東部広域行政管理組合としても、この1市4町で一緒になって今後もこの圏域全体のごみの減量化に向けてしっかりと取り組んでいくということになると考えております。

また、現在もそれぞれ構成市町でいろんなごみ減量化についての取り組みについて目標を持って取り組んでおる状況があるわけでありましたが、数値目標を持って取り組む、あるいは考え方としてこのように減らしてい

くんだと、例えば3Rのそういったものを掲げて取り組んでいこうといった取り組みをしておられるところもございます。そういったことで、やはり基本的にはこの今の我々のライフスタイル、あるいは社会経済のシステム、こういったものを変えていくことによって、持続可能な循環型の社会、あるいは循環型の都市づくり、そのようなことにしっかり取り組んでいくということになると考えておるところであります。

また、例えば誘致企業等を誘致する際に、ごみ減量化等についても働きかけをしていくべきではないかと、このような御趣旨のお尋ねもいただいたところではありますが、私たちも一般ごみについて、家庭からのごみ、あるいは事業所のごみ、あわせてこれを減量化していくということが必要でありますので、いろんな機会に、誘致企業はもとより、この鳥取東部圏域のいろんな企業の皆様にもあらゆる機会を通じてごみの減量化、循環型社会の形成についてお願い等々はしていかなければならないと考えてるところであります。

次に、新可燃物処理施設の建設に関連してお尋ねをいただきました。規模の過大な施設を持つと、結局そのことが住民の皆さんの負担増につながると、そのことが十分理解されていないような状況にあるのではないかと、入札準備も進められているが、そのことを抜きにして進めるべきではないかと考えると、どのように考えているのかといったお尋ねをいただきました。

施設規模については、過去、現在に至るまでいろんな経過は経てきておりまして、当初、この広域でごみを処理していこうといった段階では、日量130トン、240トン、2施設で進めていこうといった考えもあったわけですが、平成18年2月にこれを2施設、1施設ということで日量360トンの施設を建設していこうといった状況があったわけですが、その後、住民の皆さんの減量化に対してのいろんな取り組みが効果が出てきて、社会状況、経済状況も変わってきたと、いろんなことを勘案しながら、あるいは人口の動態なんかもあったわけでありまして、事業施設規模を見直してきたところでもあります。結果的に現在の240トンになったわけでありまして、これは可燃物処理施設整備検討委員会でいろんな状況、例えば可燃ごみの排出量の実績とか、それから、この東部圏域の将来の人口予測、また各構成市町でのごみ減量化の取り組み等々、検討していただきまして決定をしたといった経緯があるわけがあります。この施設規模を含む施設の整備計画につきましては、東部広域行政管理組合のホームページや、あるいは構成市町の広報誌等を通じて周知を図ってきたところがございます。また、本年2月の本組合定例会で議決をいただきました施設の建設費や運営管理費の債務負担行為につきましては、予算関連資料を組合ホームページに掲載をいたしまして広報に努めてるところでございます。

今後、入札により建設や運営管理に係る具体的な額が決まってくるわけですが、こういったことが決定をし次第、広く住民の皆様にお知らせをしてみたいと考えております。

次に、組合が共有財産として施設を持つことになるが、そのことで一体何が変わっていくのか、どう変わるのかということがいつ明らかになるのか、もし変わることがあればといったお尋ねをいただきました。また、建設スケジュールだけではなく、そのようなことも示すべきであるといった御趣旨のお尋ねをいただきました。

当組合が可燃物処理施設を設置することにより、新たに圏域内における効率的な可燃ごみの処理体制が実現をし、現在、鳥取市が設置をしております清掃工場が焼却をしている可燃ごみは全て新施設が引き受けるということになります。これに伴いまして、ごみ収集車両の運搬に要する時間も変わってくることから、可燃ごみの収集ルートなども含めて改めて点検をしていく必要があると考えております。このことは施設の使用や受け入れ体制等にも関係があるため、整備、運営事業者の決定以降、収集運搬を担う構成市町と協議をしてみたいと考えております。

いずれにいたしましても、住民サービスが低下をすることなくスムーズにごみ処理が新しい施設に移行できるように、構成市町と連携してしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

◆下村佳弘 議長 以上で組合行政一般に対する質問を終了します。

第 8 議案第 6 号平成 29 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第 10 号工事請負契約の締結についてまで（質疑・委員会付託）

◆下村佳弘 議長 日程第 8、議案第 6 号平成 29 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第 10 号工事請負契約の締結についてまで、以上 5 案を議題とします。

これより、5 案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆下村佳弘 議長 質疑なしと認めます。

議案第 6 号平成 29 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第 10 号工事請負契約の締結についてまで、以上 5 案は、審査のため、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

午前 10 時 58 分 散会

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成29年10月20日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成29年10月20日（金） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

第1 議案第6号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の締結についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

会議に付した事件

日程第1

出席議員（15名）

1番	西村	紳一郎	2番	寺坂	寛夫
3番	山田	延孝	4番	伊藤	幾子
5番	金谷	洋治	6番	長坂	則翁
8番	谷本	正敏	9番	川上	守
10番	谷口	雅人	12番	船木	祥一
13番	下村	佳弘	14番	桑田	達也
16番	上杉	栄一	17番	橋尾	泰博
18番	上田	孝春			

欠席議員（3名）

7番	高橋	信一郎	11番	柳	正敏
----	----	-----	-----	---	----

15番 田 村 繁 巳

~~~~~

説明のため出席した者

|           |                 |           |
|-----------|-----------------|-----------|
| 管 理 者     | 鳥 取 市 長         | 深 澤 義 彦   |
| 副 管 理 者   | 智 頭 町 長         | 寺 谷 誠 一 郎 |
| 副 管 理 者   | 若 桜 町 長         | 小 林 昌 司   |
| 副 管 理 者   | 八 頭 町 長         | 吉 田 英 人   |
| 副 管 理 者   | 鳥 取 市 副 市 長     | 羽 場 恭 一   |
| 事 務 局 長   |                 | 田 中 利 明   |
| 消 防 局 長   |                 | 藤 原 博 志   |
| 会 計 管 理 者 | 鳥 取 市 会 計 管 理 者 | 高 橋 徹     |

~~~~~

事務局職員出席者

書 記 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 長	河 村 敏
書 記 次 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長	岡 本 幸 子
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 幹	毛 利 元
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 事	眷 井 知 世

~~~~~

午前10時0分 開会

◆下村佳弘 議長 皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長に報告させます。

◆河村敏 書記長 御報告いたします。

まず、欠席議員について御報告します。高橋信一郎議員から、所用のため本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

次に、昨日行われた副委員長の互選結果について御報告します。欠員中の議会運営委員会の副委員長に、10番、谷口雅人議員が選出されました。また、総務消防委員会におきましては、8番、谷本正敏議員の副委員長辞任が許可され、新たに副委員長に、9番、川上守議員が選出されました。

以上、報告を終わります。

◆下村佳弘 議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

**第1 議案第6号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の締結についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）**

- ◆**下村佳弘 議長** 日程第1、議案第6号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の締結についてまで、以上5案を議題とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。各常任委員長の報告を求めます。

総務消防委員長、18番、上田孝春議員。

- ◆**18番上田孝春 議員** 総務消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第6号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第7号平成28年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会の所管に属する部分、以上2案はいずれも適切な処置と認め、全会一致で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定しました。以上、報告終わります。

- ◆**下村佳弘 議長** 福祉環境委員長、12番、船木祥一議員。

- ◆**12番船木祥一 議員** おはようございます。福祉環境委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第9号財産の取得について、以上2案はいずれも適切な処置と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第6号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第7号平成28年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会の所管に属する部分、議案第10号工事請負契約の締結について、以上3案は、一部委員の反対がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定しました。以上、報告を終わります。

- ◆**下村佳弘 議長** これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆**下村佳弘 議長** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告により発言を許可します。

4番、伊藤幾子議員。

- ◆**4番伊藤幾子 議員** 4番、伊藤です。私は、議案第6号平成29年度一般会計補正予算、議案第7号平成28年度歳入歳出決算の認定について、議案第10号工事請負契約の締結について、以上3議案について反対の討論を行います。

これら3議案は、新可燃物処理施設の建設に関するものです。昨年2月に建設予定地の最後の集落の合意を機に新施設建設へと動き、現在、入札準備が進められています。新施設については何の心配もないかのような説明をされますが、建設費も維持管理費も税金です。人口が減少する推計がある中で、大きな施設規模は住民の負担となると考えます。

国は昨年1月に廃棄物の減量、その他、その適正な処理に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を改正し、事業系ごみの減量促進に力を入れ始めており、国として2020年度に向けた新たな目標

値も定めています。将来的な負担を考えれば、住民の積極的な参加、協力によるごみの減量化、リサイクル化を進め、施設規模のさらなる縮小は必要であり、可能だと考えます。

ごみの問題は、私たち住民にとってとても身近な問題です。ただ施設をつくれればいいというものではありません。住民生活に必要な施設だと言いながら、圏域全体の住民の問題にはならず今日まで来たということが否めない中、このまま住民の意識から遠ざけるような進め方はやめるべきだということも述べて、反対の討論といたします。

◆**下村佳弘 議長** 以上で討論を終わります。

これより採決します。

まず、議案第6号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算を起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆**下村佳弘 議長** 起立多数であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成28年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆**下村佳弘 議長** 起立多数であります。したがって、本案は、認定されました。

次に、議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆**下村佳弘 議長** 起立全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号財産の取得についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆**下村佳弘 議長** 起立全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆**下村佳弘 議長** 起立多数であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これで、平成29年10月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を閉会します。

午前10時11分 散会